

4 母性並びに乳幼児等の健康の確保と増進
【本市の取組み状況】
<p>近年、少子化、核家族化の進展や生活・労働環境の変化等により子どもを育てる環境も大きく変化しており、食生活の乱れや虐待等、養育にあたる親と子どもの発達へ大きな影響を及ぼし、母親の育児不安、孤立感が出現しやすい状況にあります。</p> <p>それに加えて、若年者の妊娠、人工妊娠中絶、性感染症の増加等も問題となっており、親になるまでの若い世代への思春期保健対策の推進が必要になっています。</p> <p>子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親においても健康であることが何よりも必要で、妊娠前からの不妊治療・不育治療への助成はもとより、妊娠期から乳幼児期への一貫した母子保健活動を展開しています。</p>

4-1 子どもや母親の健康の確保
【現状と主要課題】
<p>【現状】</p> <p>① 近年は、地域のみならず家族関係の希薄化、複雑化による孤立感の増強、経済基盤の不安定さ、生活・社会体験の乏しさ、10代の妊娠、未婚での出産、疾病や障がいを持つ妊産婦等、養育支援が必要な事例は増加傾向にあります。</p> <p>母と子の健康を保持するために、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、各種の育児教室等の実施、妊娠早期から支援が必要な妊婦へのかかわり、出産後の母子への訪問指導等、母子保健事業の充実に努めています。</p> <p>② 平成25年度から、未熟児訪問事業、未熟児養育医療費給付事業が、市町村に権限移譲となりました。周産期からケアの必要な子どもを持つ母親に対し、関係課や関係機関との連携のもと支援を行い、子どもの健康管理や医療費にかかる経済的な負担の軽減を図っています。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① 安心安全な出産と、子どもの健やかな成長発達を目的として、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施するとともに、健やかに子育てができる関 y 校の整備が今後とも必要です。</p> <p>② 妊娠期・出産後早期からの切れ目のない支援を提供するための親子を取り巻く関係機関・地域支援者とのネットワークの構築、地域支援者の拡大が必要です。</p>
【具体的な施策】
<p>① 子どもの健康の保持増進と安心・安全な出産の確保</p> <p>子どもが健やかに生まれ、健やかに成長発達するために各種健康診査、育児教室、訪問指導等を関係機関との連携を図り実施します。</p> <p>② 妊娠早期から切れ目のない支援の実施</p> <p>母子保健と子育ての両面から、効果的、効率的にフォロー体制を整備し、妊娠・出産、子育て期における切れ目のない相談支援の充実に努めます。</p>

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
母子健康手帳の交付	申請により母子健康手帳を交付する。その際に保健師又は助産師が妊婦の健康、生活状況等を聞き保健指導を行う。	保健センター
妊婦健康診査	妊娠中に 14 回の妊婦健康診査費用を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させる。多胎妊娠妊婦健康診査は追加で 5 回分の受診券を交付する。	〃
妊婦歯科健康診査	妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援するため、妊娠中に 1 回歯科検診の助成を行う。	〃
母親・両親学級	母性・父性を育て、両親が協力して育児ができるように育児へのイメージを伝えるとともに、妊娠中の生活等について保健指導を行う。	〃
マタニティサロン	妊婦が気軽に集い、仲間づくりや相談ができる場を子育て総合支援センター（おひさま）で開設し、食事、歯の健康、子育てに関するミニセミナーもあわせて実施する。	〃
妊産婦・乳幼児への訪問指導の実施	保健師又は助産師、母子保健推進員が妊産婦、新生児、乳幼児等の家庭を訪問し、母子の健康状態の確認をするとともに、保護者の育児不安や孤立感の軽減を図る。	〃
乳幼児全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん事業）	保健師または母子保健推進員及び保育士が家庭を訪問し、母子に関する相談等を行う。	子ども家庭課
乳児健康診査 3～4 か月児健診 9～10 か月児健診	医療機関に委託して乳児健康診査を実施し、乳児の疾病の早期発見・予防に努め、健やかな子育てを支援する。	保健センター
乳幼児健康診査 6 か月児健診 1 歳 6 か月児健診 3 歳児健診	保健センターにおいて集団で健康診査を実施し、乳幼児の疾病の早期発見・予防に努め、保健師・栄養士・助産師が個別に相談し健やかな子育てを支援する。	〃
歯科健康診査 1 歳 6 か月児健診 3 歳児健診	1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診と併設して歯科健康診査を実施する。 また、希望者にフッ素塗布を行い、虫歯予防に努める。	〃
5 歳児発達相談	5 歳児のうち、ルールの理解やコミュニケーションのとり方等集団生活をする中で支援が必要な幼児に対して、脳神経小児科医師による発達相談を行う。	保健センター 子ども家庭課 学校教育課
育児相談	毎月 1 回ずつ、保健センターと子育て総合支援センター（おひさま）において、保健師・助産師・栄養士等が個別相談を実施する。	保健センター
育児教室（親支援プログラム）	保護者を対象に、子どもの発達を知り、子育てに対する不安の軽減を図ることを目的として各種教室を開催する。	保健センター 子ども家庭課 子育て総合支援センター 保育園

発達支援教室	子どもの発達を促し、保護者の育児不安を軽減するための教室を開催する。	保健センター 子ども家庭課 子育て総合支援センター
子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、保育所の機能を活用して育児相談、指導、情報提供、子育てサークル等の支援などを行う。また、センター同士の連携・協力により、子育て総合支援センター（おひさま）をネットワークの核としながら、他の事業と連携してより充実した事業の展開を図る。	子ども家庭課
ブックスタートの実施	市内在住の全ての乳幼児とその保護者を対象に、図書館利用者の増加及び子どもの豊かな心の育成を図るため、6か月・1歳6か月児健診時、絵本の提供と読み聞かせ等を行う。	図書館
歯科健康教育	育児教室、保育所、認定こども園等で歯科保健指導を行う。	保健センター
不妊・不育治療費助成事業	保険適用外となる特定不妊治療、人工授精、不育症の検査及び治療に要した費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する。	〃

4-2 「食育」の推進	
【現状と主要課題】	
<p>【現状】</p> <p>① 子育て中の親は仕事と家事の両立が難しく、栄養バランスのとれた食事作りに時間をかけることができず、また家族そろって楽しい雰囲気です。食事をすることが難しい現状です。</p> <p>② 生活時間が夜型になることで朝食を欠食する割合が高くなったり、やせ願望から極端な食事制限をするなど、望ましい食習慣の形成が難しくなっています。</p> <p>③ 季節を問わず食材を購入でき、出来上がった料理を購入することが簡単なため、栄養価の高い地元でとれた旬の食材を使い、古くから伝わる食文化を継承するのが難しい現状です。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① 子どもの頃から望ましい食習慣を身に付け、食を通じた家族形成と心豊かな人間性を育てていくことが必要です。</p> <p>② 保健、教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児期から発達段階に応じた食習慣に関する学習の機会や情報提供をすすめていくことが必要です。</p> <p>③ 各ライフステージに応じた食育の推進を行うことが必要です。</p>	
【具体的な施策】	
<p>① 食べる力の育成</p> <p>自分から楽しく食べようとする意欲を持ち、おいしいものをおいしいと感じる力が育つよう、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進め、幼児及び児童を対象にした食事づくり等の体験活動や、子ども参加型の取り組みを進め、子ども自身が食事の重要性について学ぶ機会を増やします。また、母親の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、母親学級・両親学級の場合等で食に関する学習の機会や情報提供を進めます。</p> <p>② 楽しく食べることのできる食環境の整備</p> <p>親と子どもと一緒に食事づくりをする機会、短時間で出来る食事の紹介、地域の人の食事づくりを通じての交流の場づくりに取り組んでいきます。</p> <p>③ 食文化の継承</p> <p>食生活が多様化する中で、地域の郷土料理や「じげの味」である地域に伝わる料理等の食文化を大切に、伝統的な食生活を次の世代へ継承するため、その知識の普及と継承の一貫として、食生活改善推進員等の活動に幼児、児童が参加できる取組を行います。</p>	

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
学校栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導	小・中学校全学級に、給食時間及び各教科、学級活動での食に関する指導を実施する。食育教室、個別指導（食物アレルギーの児童生徒、保護者）を実施し、食育の充実を図る。	学校給食センター

親子で学ぶ食の教室	小学校1年生の親子を対象とした給食センター見学、食育教育、試食を実施し、学校給食への理解関心を高めるとともに、家庭の食への啓発を図る。	学校給食センター
倉吉市食育推進研究推進校の指定	小中学校を順次研究推進校に指定し、学校栄養職員等の協力を得ながら、給食教育の充実を図るための研究を行い、研究発表等により普及啓発を図る。	学校教育課
学校給食週間の実施	全国学校給食週間に合わせて、給食展（児童生徒の作品・給食センターの取り組みなどを紹介）、市長と児童の交流給食会、市民への試食会などを行う。	学校給食センター
保育所・認定こども園での食育に関する指導	保育所・認定こども園で園児や保護者に対し、作物の栽培、調理実習、講和等を通し、食育に関する指導を行う。	子ども家庭課
児童センター、子育て支援センターでの食育に関する指導	未就園児の親子を対象に、親子で幼児食やおやつ調理実習を行い、離乳食や幼児食に関する悩みの相談を受ける。	〃
保育所、認定こども園でのクッキング活動	保育所年長児や認定こども園5歳児を対象に、保護者には見学のみの参加をしていただき、ご飯やみそ汁などの基本的な食事を、子どもだけで作り上げる。	〃
離乳食講習会	3～7ヶ月児を対象に、2か月に1回離乳食についての話と実習を行う。実習中は託児を行う。	保健センター
栄養士による健診時栄養指導	6か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診時、個別に栄養指導を行う。	〃
親子の食育教室の実施	食生活改善推進員が親子を対象に、食育に関する学習と子ども主体の調理実習を行う。各地区1回実施する。	〃
地産地消の推進	地元農産物の学校給食への供給体制を整備するとともに、地産地消を推進する。	農林課
食生活改善推進	食生活改善推進員養成講座で食生活について学び、「子どもの時からよい食生活習慣を」をスローガンに、伝統料理等も取り入れた料理講習会を開催し、その活動を一人でも多くの住民に広げていくことを目的として推進する。	保健センター
学校給食、保育所での紹介	学校給食の食材購入にあたっては、倉吉市学校給食供給部会と連携し、地元産の野菜や果物をできるだけ多く取り入れた学校給食を提供する。また、月1回「じげの味探検日」と銘打ち、地元の食材を使った郷土料理等の伝統的な食文化を継承した学校給食を提供し、地元産物や食文化の大切さを児童生徒に伝えていく。 保育所では、献立の中に郷土料理を取り入れ、地域に伝わる料理を紹介する。	学校給食センター 子ども家庭課

4-3 思春期保健対策の充実
【現状と主要課題】
<p>【現状】</p> <p>① 思春期における性行動の活発化・低年齢化による性感染症の増加や薬物及び危険薬物の乱用、薬物乱用、喫煙、飲酒などの増加が、思春期の子どもたちの健康に影響を及ぼすなど社会問題化しています。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① 思春期保健対策の充実には、早期に学習する機会を提供するとともに、地域保健と学校保健等との組織的な連携のほか、地域・他の専門機関・他職種との連携が必要です。</p>
【具体的な施策】
<p>① 性や性感染症に関する教育の充実 性に関しては、正確な知識と理解、健全な意識を持つことが不可欠です。関係機関と連携し、年齢に合わせた知識の普及に努めます。</p> <p>② 喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の充実 興味本位で喫煙、飲酒及び薬物及び危険薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響についての学習の機会や情報提供を進めます。</p> <p>③ 家庭、学校、地域の連携 思春期の子どもの成長を理解し、学校、家庭、地域が連携して様々な問題に取り組んでいく必要があります。また、子ども自身が生命の大切さを知り、自分を大切にすることができる人間に育っていけるよう、現在行っている教育の充実に努めます。</p>

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
性教育の推進	年間指導計画の中に位置づけ、保健体育や学級活動の授業で取り扱うとともに、専門的な知識を持つゲストティーチャーによる講演会等を開催する。	学校教育課
乳幼児とのふれあいの場の確保	学校の授業の中に、保育所、認定こども園等と連携し、乳幼児とのふれあいの機会を設ける。	学校教育課
命の教育学校出前講座の開催	小学校の児童と保護者を対象に、「命の大切さ」について各学年に応じた内容で、助産師、保健師が学校に出向き話をする。	保健センター
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	年間指導計画の中に位置づけ、保健体育や学級活動の授業で取り扱うとともに、専門的な知識を持つゲストティーチャーによる講演会等を開催する。	学校教育課
関係機関との連携	青少年育成協議会、少年補導センター等関係機関や団体等との連携により、あいさつ運動や防犯パトロールの実施等子どもの健全育成のための取り組みを行う。	生涯学習課
保護者等への啓発	学校、公民館等による保護者や地区住民を対象とした懇談会、研修会を開催する。	学校教育課 生涯学習課
養護教諭の研修	学校保健会・県教育委員会による研修や自主研修により、時代の要請に対応できる専門知識や技術を身につける。	学校教育課

4-4 小児医療の充実
【現状と主要課題】
<p>【現状】</p> <p>① 次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していくうえで欠かせない小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤となるもので、母子保健とともに体制の充実が必要となっています。</p> <p>② 家庭内における事故防止と、子どもの健康状況を日頃から知り、急な病気の時の対応について適正な医療を受けることができるように啓発を行っています。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① 病気の予防と家庭内における事故防止の普及啓発を引き続き取り組むことが必要です。</p> <p>② いざという時に安心して医療を受けることができる救急医療体制の整備と、夜間・休日の適正受診への普及啓発を継続して実施することが必要です。</p> <p>③ 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、小児医療費の助成を継続していくことが必要です。</p>
【具体的な施策】
<p>① 子どもの感染症や病気の予防 定期・任意予防接種の助成を行い、感染症予防に努めます。 また、母子保健事業を通して小児の病気の予防について保健指導を行います。</p> <p>② 救急医療体制の整備と適正受診の啓発 子どもが安心して医療を受けられるように医療体制の確保と、夜間・休日の適正受診への啓発について継続して実施します。</p> <p>③ 子どもの医療費助成の実施 特別医療・未熟児養育医療・育成医療費の助成を実施します。</p>

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
各種予防接種の実施	定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助成を行う。	保健センター
事故防止の知識の普及	子どもの事故を未然に防止することについて、母子保健事業を通して啓発普及を行う。	〃
小児救急医療の情報提供	夜間・休日のけがや急病時の対応についての情報提供を行います。あわせて、救急医療の適正受診の啓発も行う。	〃
救急時の対応についての啓発	急な子どもの疾病に対する保護者等の不安を解消するための啓発を行う。	〃
小児特別医療の実施	中学校卒業までの児童に対し、医療費を助成する。 また、国の定める小児慢性特定疾患患者に対し、医療費を助成する。	医療保険課

未熟児養育医療	出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする未熟児等に対して医療費の助成を行う。	医療保険課
育成医療	18歳未満の児童を対象に、身体に障がいがある等で手術等の治療により治療効果が認められる場合に治療に要する医療費を助成する。	子ども家庭課
医療費助成制度の情報提供	各種医療費助成制度についての広報、情報提供を行い、利用へとつなげる。	医療保険課 保健センター 子ども家庭課

5 働きながら子どもを育てる人への支援
【本市の取組み状況】
男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 23 年度に市民一人ひとりに男女共同参画が浸透した豊かな社会の実現に向け、「第 4 次くらし男女共同参画プラン」を策定し、男女が対等なパートナーとして、多様な生き方を選択し、十分力が発揮できるよう、その推進に努めており、その中で男女の育児や子育てに関する共同参画についても広報・啓発活動を進めています。

5-1 職業生活と家庭生活の両立の支援
【現状と主要課題】
<p>【現状】</p> <p>① 子育ての比重は、女性に重くのしかかっており、また、子育てをしながら働く職場環境は十分に整備されておらず、急な子どもの病気の時等にすばやく対処するのは難しい状況のままとなっています。</p> <p>② 雇用情勢の改善は徐々に進んでいるが、将来を担う若者が、地元で社会的に自立するところまでには至っておらず、少子化につながる社会情勢が続いています。</p> <p>【主要課題】</p> <p>① 男女がともに暮らし、子どもを産み育てることに夢と希望が持てる社会の実現に向け、育児休暇等の取得が容易にでき、緊急時にも遠慮なく休暇を取得できる労働環境の整備が今後とも必要です。</p> <p>② 結婚・出産後も希望する女性が仕事を続け、出産、子育て後も職場への復帰ができるよう、関係機関や企業との連携を求めていく必要があります。</p> <p>③ 若者が、地元で社会的に自立できるよう、若年者に対する就労の支援が引き続き必要です。</p>
【具体的な施策】
<p>① 多様な働き方の実現の推進</p> <p>女性と男性が、ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」を図り、子育てに関わる休暇を取得しやすい雰囲気づくり等、子育てに配慮した職場環境が整備されるよう、育児休業や短時間勤務に係る労働協約や就業規則、就業規定の整備などについて、国、県、企業や関係団体等との連携を図り、その啓発に努めます。</p> <p>② 就労援助の推進</p> <p>仕事をしながら育児をしたい人や、出産や育児のために仕事をやめていた人の就労支援のため、職場開拓や求人情報の提供などに努めます。</p> <p>③ 各種子育て・保育サービスの充実</p> <p>育児と仕事の両立を支援する多様な保育サービスの充実や子どもを生き育てながら安心して働くことのできる労働環境が必要なことから、多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応した弾力的できめ細かな保育サービスが提供できるよう、その充実に努めます。</p>

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
雇用環境の整備、国・県の機関との連携、企業等への啓発推進	労働時間短縮や休暇の積極的な取得実現等、子育てに配慮した職場環境の整備が必要であり、国・県の機関と連携し、事業所・事業主への啓発を実施する。また、労働機会等の情報提供に努める。	商工課
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の周知・啓発	育児休業や短時間勤務に係る労働協約や就業規則、規定の整備や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について周知・啓発を図る。	〃
就業情報の提供	就労希望の方が、就業情報が得られるようハローワークと連携して情報の提供に努める。	〃

※「各種子育て・保育サービスの充実」に関連する事業については、基本目標7「地域における子育ての支援」のうち、基本施策1「地域における子育てサービスの充実」、基本施策2「保育サービスの充実」に掲載しています。

5-2 男女共同による子育ての推進

【現状と主要課題】

【現状】

「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担意識は徐々に薄れてはきていますが、一方で男女共同参画社会づくりの必要性や意義、その前提である「ジェンダー」等についての理解度はまだ低い状況にあります。

この性別役割分担意識は、女性のみならず、男性の行動も制約し、個人が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障がいとなっています。また、子育て中の女性に多くの孤立感や負担感を感じさせ、仕事と家庭の両立を担っている女性が出産、子育てをためらうことにもつながっています。

【主要課題】

男性は仕事を中心の生活で、子育ては女性まかせといった状況から、男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、男性を含め、職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる環境づくりに努める必要があります。

【具体的な施策】

① 固定的役割分担意識の解消

男女共同参画社会を推進していくため、男性、女性ともにお互いを尊重し、ともに対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるように、従来の習慣を積極的に見直し、この性別役割分担意識を解消していくよう啓発に努めます。

② 事業主・職場の協力・支援

育児休業制度の普及と取得の促進をはじめ、労働時間短縮やフレックスタイム制等の子育てのために望ましい雇用環境のあり方について、企業に対して啓発を行うとともに国・県との連携のもと各種制度を利用しやすい環境づくりに努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
幼児・学校教育による男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識の解消に向けての意識啓発に、今後も様々な機会をとらえて取り組んでいく。	学校教育課 子ども家庭課
第4次くらし男女共同参画プランの推進	倉吉市男女共同参画推進条例を踏まえ、男女の人権が尊重され、地域、職場、家庭のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる社会の形成を推進する。	人権政策課
企業への啓発推進	国・県の機関と連携し、事業所・事業主への啓発を実施する。	商工課
公民館等での啓発推進	子育てに対し地域をあげて支援していくため、公民館行事等を通じて地域住民の啓発を行う。	生涯学習課

6 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備

【本市の取組み状況】

子どもや子育て中の親、さらにはすべての人に使いやすいバリアフリーやユニバーサルデザインの考えを取り入れたまちづくりを進めてきました。また、良質・良好な住環境、公園の整備等、安全・衛生を徹底するための維持管理を行っています。

子どもたちが交通事故の被害に遭わないため、交通安全教育、交通安全意識の啓発を推進してきました。社会生活の多様化、地域社会におけるつながりが希薄化する傾向にあり、地域での声かけや見守りなど防犯対策を図るとともに、犯罪防止に関する子どもへの教育を行っています。また、犯罪、いじめ・虐待等の被害に遭った子ども、家族、地域へ及ぼす影響が多いため、関係機関との連携による支援を行っています。

6-1 子育てに配慮した施設整備の推進

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 現在の公共施設は、子どもを連れのまま利用できるトイレ、授乳する場所は整備されてきましたが、十分ではない状況があります。小さな子ども連れの外出時は、不便さや危険を伴うこともあり、誰もが安心して利用できる環境にはなっていません。
- ② 子どもたちが安心して遊ぶことができる遊び場を求めるニーズが多いため、計画的な整備の検討、維持管理が求められています。

【主要課題】

- ① 安心して子育てできる、子どもや子育てに対する気配りが行き届いたまちづくりが求められています。
- ② 身近な場所で安心して遊ぶことができる遊び場を求める声が多く、市民ニーズ即した施設整備等、既存資源の有効活用も含めた計画的な整備を検討していくとともに、その維持管理については、安全・衛生管理がさらなる徹底を図り、いつでも気軽に安心して遊ぶことができる環境づくりを推進していくことが求められています。

【具体的な施策】

- ① バリアフリーの推進
妊娠中の女性や子育て世代だけでなくすべての人が安心して利用できるように、建築物、公共交通機関、歩行空間、都市公園等のバリアフリー化に向けた施設整備に努めます。
- ② 遊び場の環境整備
身近な場所で安心して遊ぶことのできる公園の整備を推進するとともに、地域資源を有効活用し、子どもが集う遊び場の確保に努めます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
公共施設、歩行空間等へのバリアフリー化の推進	バリアフリー化を促進するため、民間事業者への指導、啓発を行うとともに、公共施設等の新築、改築、改修や歩行空間、都市公園については、順次整備する。	景観まちづくり課 建設課
公共建築物等、子育て世帯に配慮した施設等の整備の推進	ハートビル法、バリアフリー法、鳥取県福祉のまちづくり条例を普及、啓発するとともに、公共施設等の新築、改築、改修の際、順次整備する。	景観まちづくり課
児童遊園、公園の整備・充実	幼児及び児童の遊び場として、児童を心身ともに健やかに育成するとともに、整備された景観の保全と、都市生活にゆとりと潤いを与え、また、災害時の避難場所としての機能を有した公園の維持管理を行う。	管理課
学校の体育館の開放、児童館（児童センター）の活用	学校の体育館の開放、児童館（児童センター）の活用等雨天時の遊び場として検討する。	生涯学習課 子ども家庭課
保育所、認定こども園、学校等公共施設における遊具等の安全点検の推進	子ども等の安全の確保のため保育園、認定こども園、学校等公共施設における遊具等の安全点検を実施する。	教育総務課 子ども家庭課
集会所等の施設整備への支援	地域における住民の活動の拠点となる自治公民館のスポーツ広場の施設整備に対し支援を行う。	地域づくり 支援課
防犯灯の設置	夜間における地域住民の安全を確保するため、自治公民館が設置する防犯灯の設置費用を助成する。	建設課
通学路防犯灯の設置	帰宅時における児童・生徒の通学路の安全を確保するため、設置する。	教育総務課
カーブミラー・ガードレール・歩道・側溝・区画線等の整備	子育て世帯の視点に立った安全施設等について、必要に応じ随時設置、整備する。	建設課
公営住宅等の情報提供 市営住宅の多子世帯優先入居	市営住宅の募集に関して、市報及びホームページで公募 また、中堅所得者層向けとした特定公共賃貸住宅の募集については随時募集を実施し、18歳未満の児童が3人以上いる世帯について優先募集を行う。	景観まちづくり課
シックハウス対策の推進	シックハウス問題に対しては建築基準法が改正され、ホルムアルデヒドやクロルピリホスに関する建材の使用制限や換気設備の設置に関する規則が新たに設けられ、空気環境問題に取り組む。	〃
震災に強いまちづくり 促進事業	住宅の耐震診断及び耐震改修の補助	〃

6-2 子どもの交通安全の確保や犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 自動車社会における自動車保有台数の増加により、交通事故発生率も上がっています。
- ② 社会生活の多様化、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、地域の犯罪抑制力が低下しています。
- ③ 日本経済の長引く低迷、インターネット等による情報の氾濫など社会に対する不満、不安を増長させ、子どもなどの弱者を対象とした犯罪が増加しています。
- ④ 全国各地で地震をはじめ、台風や長雨などによる土石流や斜面崩壊など自然災害が多発し、人命や家屋等の施設及び社会的活動に被害が生じています。

【主要課題】

- ① 子どもたちが交通事故に遭わないための継続的な交通安全教育が求められています。
- ② 地域あげての交通安全教育と防犯意識向上を図る必要があります。
- ③ 地域内の危険個所の確認とその安全確保対策を推進することが求められています。
- ④ 地形や天候による自然災害に対する防災マニュアルの作成と危機管理能力の育成を図る必要があります。

【具体的な施策】

- ① 安心して生活できる環境づくり
 - ・ 犯罪者の被害から守るため、地域住民を対象とした防犯研修や不審者対応の講習会等を開催し防犯に関する普及・啓発を行うとともに、子どもだけでなく保護者や地域のお大人へ交通安全意識を植え付けるような事業を展開します。
 - ・ 犯罪者の被害から守るため、地域住民を対象とした防犯研修や不審者対応の講習会等を開催し、防犯に関する普及・啓発を展開します。
 - ・ 「子ども駆け込み110ばん」、交番等の緊急避難場所等の利用の周知をはじめ、様々な団体と連携した不審者の出没情報などの情報交換できるシステムの構築を図り、地域パトロールなど早期に対応できる地域ぐるみで子どもの事故や犯罪を未然に防ぐ体制づくりに取り組みます。
 - ・ 「暗い通りや見通しのきかない箇所が多く、子どもが犯罪の被害に遭わないか心配」という意見が多くあげられる中、そういった危険個所の確認を行い、防犯灯を設置するなど環境整備を図ります。
- ② 子ども自身の危機管理能力の育成
 - ・ 子ども自身が自らの身を守る方法を学んでいけるよう、親が教えることはもちろん、保育所、認定こども園、学校、児童館等で防災マニュアルに沿った事前の予防策の研修や避難訓練、また災害等の危険予知や危険な事態に対処するための一連の教育を実施します。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
不審者情報の提供	不審者情報について学校、放課後児童クラブ等関係者に迅速に情報を伝達する。	学校教育課
緊急避難場所の周知	こどもかけこみ110ばん、交番等緊急避難場所を周知する。	学校教育課
地域ぐるみの安全推進事業の拡大	学校を発生場所とする凶悪犯罪が増加する状況を踏まえ、学校と家庭や地域の関係機関・団体等と連携を図りながら、継続的に学校の安全管理に関する取り組みを行い、児童生徒の安全を確保する。	〃
保育所・認定こども園（幼稚園）・学校等で避難訓練、危機管理プログラムの導入及び危機管理能力の育成	保育所・認定こども園（幼稚園）・学校等での避難訓練のほか、各種危機管理プログラム導入を検討する。 保護者、指導者の研修をはじめ、子どもたち個々の危機管理能力の育成を図る。	防災安全課 学校教育課 子ども家庭課
保護者等への啓発、研修の実施	園や学校行事、保護者会、PTA、公民館行事等の機会を通じ研修会を実施し、啓発を行う。	学校教育課 子ども家庭課
関係職員の研修	警察等と連携し、保育所・認定こども園・学校職員の研修を行う。	学校教育課 子ども家庭課
交通安全運動の実施	倉吉市、倉吉警察署を始めとする交通安全関係機関等により組織する交通安全対策協議会が四半期ごとに交通安全運動を行う。	防災安全課
交通安全教室の開催	保育所、認定こども園、学校等での交通安全教室を開催する。	学校教育課 子ども家庭課

6-3 被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と主要課題】

【現状】

犯罪による被害が発生した場合、児童生徒のみならず、その家族等の心身に深い傷を残すとともに、地域住民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きく、また、いじめや児童虐待等は発見等が遅くなり重篤化してしまう場合があります。

【主要課題】

犯罪やいじめ・虐待等の被害に遭った児童生徒の心のケア、保護者等に対する後遺障がいへの対応方法について、相談・助言を行うとともに、犯罪等が発生した場合の早期発見・早期対応、関係機関等との連携した問題解消に向けた体制づくりが必要です。

【具体的な施策】

① 被害を受けた子ども等への支援

犯罪等の被害を受けた子どもや保護者が一刻も早く立ち直っていけるよう、児童相談所や医療機関等専門機関や専門家等と連携し、カウンセリングや相談事業等家族を含めたきめ細かな支援を行います。

また、犯罪等が発生した場合に、学校、児童相談所、警察等の関係機関や地域の組織・団体等と連携を取りながら、被害に遭った子どもの保護と再発防止に取り組みます。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
カウンセリングや相談事業の実施	関係機関との連携によるカウンセリングや相談事業を実施する。	学校教育課 子ども家庭課